

仕 様 書

- 1 件名 港区東麻布学童クラブ運営業務委託
- 2 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 履行場所 港区東麻布学童クラブ
(港区東麻布二丁目1番1号 東麻布二丁目複合施設4階)

4 目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする港区学童クラブ事業における港区東麻布学童クラブの運営を委託する。

5 開館日時

- (1) 平日については、放課後から午後7時まで（ただし、登録児童の在籍校が休業日の場合は、午前8時から午後7時まで）とする。
- (2) 土曜日については、午前8時から午後5時まで（ただし、登録児童の在籍校が開校日の場合は、放課後から午後5時まで）とする。
- (3) 日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）については、業務を要しない日とする。

6 対象者等

- (1) 対象者
港区内に在住又は港区内小学校に在籍する小学校1年生から6年生まで
- (2) 学童クラブ児童数見込み
64名
※1グループの最大人数（一の支援の単位を構成する児童の数）は、おおむね40名以下とすること
- (3) 利用料金
育成料 月額3,000円（発注者の歳入とする。）
おやつ代・お楽しみ会費 月額2,000円（実費徴収、私費会計とする。）

7 運営業務内容

港区学童クラブ条例（平成30年港区条例第34号）、港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年港区条例第29号。以下「基準条例」という。）及び港区学童クラブ運営要綱（平成4年6月12日4港厚児第209号）に基づき、当該学童クラブに係る以下の各業務を実施すること。

- (1) 学童クラブの運営
ア 児童受入れ前準備

- (ア) 機械警備解除(施設管理職員不在の場合)
- (イ) 鍵の借用、開錠、管理
- (ウ) 学童クラブ室の点検・整理
- (エ) 当日の予定・役割分担・事務連絡等の確認
- (オ) 参加予定児童の確認

イ 児童受入れ

- (ア) 参加児童の確認、参加カード・連絡帳の回収及び対応
- (イ) 児童の学習の場の提供、遊び、生活の指導・支援
- (ウ) 児童の安全管理等

ウ おやつ提供について

- (ア) 食物アレルギーがある児童に対しては個別に対応すること。
- (イ) 衛生管理及びおやつ代金等の領収・管理に関すること。

エ 港区児童見守りシステムに関する手続等

- (ア) 新規・再発行・変更・退会手続
- (イ) ICタグ及びID票の配布・回収
- (ウ) メールの配信等

オ 児童見送り

- (ア) 早帰り児童への声かけ、参加カードの返却、誘導
- (イ) 児童の帰宅時の見送りについては、指定場所まで業務に当たる要員が付き添い、連絡が取れる機器を所持し、安全確保に留意すること。なお、指定場所を変更する際は、発注者と協議し決定するものとする。

カ 児童帰宅後

- (ア) 責任者又は責任者に代わる者は、学童クラブ終了後からおおむね30分程度、帰宅確認等保護者からの問合せに対応するため学童クラブ室にて待機すること。
- (イ) 帰宅児童の確認
- (ウ) 学童クラブ室及び使用箇所の片付け・清掃
- (エ) 打合せ・反省会(本日の出来事、児童の様子等)
- (オ) 業務日誌の作成
- (カ) 施錠、鍵の返却又は管理
- (キ) 機械警備設定(施設管理職員不在の場合)等

(2) 入会事務等

ア 学童クラブ入会のご案内・学童クラブ入会申込書の配布

イ 面接関連書類(面接予定表・面接時配付書類・入会通知用封筒・入会選考一覧等)の作成

ウ 学童クラブ入会審査及び面接(特別な支援が必要な児童対応を含む。)

エ スポーツ安全保険料(任意加入)の収受

オ スポーツ安全保険及び団体総合補償制度費用保険加入手続(払込みは、発注者の基準に従う。)

カ 名簿・受付簿・参加カードの作成等

(3) プログラム

- ア フリータイムの実施に関する事。
 - イ 特別プログラム(スポーツ教室、自然・環境教育、伝承・季節行事、地域との連携行事等)の実施に関する事。
 - ウ 学童クラブ保護者会等の実施に関する事。
 - エ おたより(学童クラブだより)の発行に関する事。
 - オ 利用者へのアンケートに関する事。
 - カ 共同備品の管理・運搬等
 - キ 遠足を年2回(夏休みに1回、その他1回)行う事。
 - ク 児童の誕生月に、誕生会を実施する事。
 - ケ 長期休業日等に昼食会を2回以上実施する事。
- (4) 運営に関する連絡・連携
- ア 発注者との連絡・連携
 - イ 登録児童の在籍小学校及び保護者との連絡・連携
 - ウ 地域及び外部指導者(団体含む。)との連絡・連携
 - エ 児童館、子ども中高生プラザ、放課GO→クラブとの連絡・連携
 - オ 他学童クラブとの連絡・連携等
- (5) 安全管理・危機管理業務
- ア アレルギー対応(おやつ・飲食を伴うイベント等)
 - イ 来室及び帰宅時の安全対策に関する事。
 - ウ けが・急病等の処置・対応及び保護者への連絡
 - エ 避難訓練の実施等
 - オ 災害及び救急時、港区災害対策本部が立ち上がるまでの2日分程度の備品配備(飲料、非常食等)
 - カ 緊急メール配信システムに関する事。
- (6) その他
- ア 苦情処理対応
 - イ 発注者が貸与した物品の管理(修理含む。)
 - ウ 外出プログラム実施時等における携帯電話の準備
 - エ ボランティアの受入れに関する事。

8 業務要領

- (1) 受注者は、業務の目的、任務を認識して服務する事。
- (2) 受注者は、要員に対して名札・学童クラブ専用ユニフォームを用意し、着用させる事。また、マスクの着用については、受注者の指示に従い、適切に対応する事。
- (3) 服装、態度に気を配り、児童・保護者等に対しては、親切・丁寧に接する事。
- (4) 検温と体調管理を徹底する事。
- (5) 室内は、定期的に窓を開け、換気を徹底する事。
- (6) 利用場所や使用する遊具等の消毒を徹底する事。
- (7) 利用者並びに職員等に新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合は、速やかに発注者に報告をすること。また、それに伴う対応については、発注者の指示に従い、

迅速に対応すること。

- (8) 業務を履行するに当たり、十分な注意と誠意をもって発注者と連絡調整を行い、能力を十分発揮するように努めること。
- (9) 業務を履行するに当たり、発注者が提示する運営規程及びマニュアルをよく理解し、遵守すること。
- (10) 受注者は、運営マニュアル及び危機管理マニュアル等を作成し、要員に対して理解させた上で業務を履行すること。

9 業務体制等

- (1) 責任者は、常勤職員を充て以下の全ての条件に該当する者とする。こと。
 - ア 基準条例第10条第3項に規定する者（以下「放課後児童支援員」という。）であること。
 - イ 児童福祉事業の経験（3年以上）と熱意を有する者であること。
- (2) 責任者が不在の場合は、放課後児童支援員で、常勤職員を配置すること。
- (3) 1グループ（支援の単位）ごとに、放課後児童支援員を2名以上配置すること。
- (4) 放課後児童支援員のほか、安全を確保するために必要な人員を配置すること。また、屋外での活動や講座の事業開催時には、増員を行う等必要な措置を講ずること。
- (5) 心身に障害を有する児童の受入れを行う場合は、保護者に学童クラブでの過ごし方を事前に確認し、発注者が定める障害児受入れの基準に基づき、必要な人員を配置すること。
- (6) 特別な配慮が必要な児童（障害児等）が総定数より増加した場合や、参加児童に大幅な増減（おおよそ10名程度）があった場合など、児童の指導上必要があると判断される場合は、発注者との協議の上、本契約を変更することができる。
- (7) 要員の選任
 - ア 受注者は、施設を活用し、児童に放課後等の活動の場を提供し、児童の健全育成を行うこととして留意し、丁寧な対応ができる要員を選任すること。
 - イ 受注者は、業務を迅速かつ的確に履行するだけでなく、業務要領を遵守し、規律を乱さない者を要員として選任すること。
 - ウ 受注者は、業務履行に当たる要員について、本契約期間を通じて大幅に変更されることのない体制を構築すること。
 - エ 受注者は、あらかじめ業務に当たる要員について所定の様式に基づき、名簿を発注者に提出すること。また、放課後児童支援員については、資格の証明書の写しを発注者に提出すること。
 - オ 受注者は、外国籍児童及び保護者が在籍する際は、地域の特性を考慮し、英語等での対応ができる要員を1名以上選任すること
- (8) 受注者は、毎月の体制表を当月5日までに発注者に提出すること。
- (9) 受注者は、業務履行に当たる要員について、原則として、社会保険等に加入させること。
- (10) 発注者は、業務履行に当たる要員の選任が不相当と認めた場合、受注者に変更の措置を求めることができる。この場合、受注者は、誠意をもって対処すること。

10 実施計画・報告等

- (1) 受注者は、本業務に必要な実施計画（年間・月間）を定め、発注者に提出し、協議に基づき誠実に業務を行うこと。
- (2) 受注者は、要員配置を含めて、効率よく業務が行えるよう発注者、建物管理者等との連携を図り、柔軟かつ弾力的に対応すること。
- (3) 受注者は、所定の様式に基づき、月ごとの実施計画、実施報告等を作成し、原則として翌月5日までに発注者に提出すること。
- (4) 事故・苦情対応等があった場合は、速やかに所定の様式に基づき、報告書等を作成し、提出すること。
- (5) 受注者は、業務日誌を作成し、職員の状況や利用親子の様子、活動状況等を記録すること。
- (6) 発注者は必要に応じ、受注者に業務内容等を報告させることができるものとする。

11 研修

- (1) 受注者は、業務を適正かつ能率的に行うために、要員に対して必要な研修(学童クラブ事業の理解、接遇マナー、特別支援児童対応、安全管理、危機管理、救急対応、児童指導、保護者対応等)を受注者の責任において行うものとする。
- (2) 受注者は、研修を行う場合、発注者に計画内容を提示し、事前に了解を得て、事後に確認を受けること。
- (3) 研修に要する費用の一切は、受注者の負担とする。

12 個人情報保護及び情報セキュリティの確保

- (1) 受注者は、個人情報の取扱いに当たっては、「港区個人情報保護条例」及び別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」の各条項に基づき、個人情報の適正な管理のため、守秘義務を果たせる要員選任を含め管理体制を整えること。
- (2) 受注者は、港区情報安全対策指針を理解し、安全対策を講ずること。
- (3) 受注者及び要員は、業務上知り得たことを第三者に開示・漏えいしてはならない。また、本契約業務遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは本契約終了後も同様とする。
- (4) 発注者は、受注者及び要員の責任による個人情報の漏えいが生じた場合、受注者に対して適切な処置を取るよう求めることができる。
- (5) 受注者は、発注者の職場研修マニュアル等を用いて、個人情報保護に関する研修を行い、発注者に報告すること。

13 損害賠償

受注者が本契約に違反し、又は故意・過失により利用者、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。なお、上記以外で業務の履行に当たっての損害の責については、受注者の責任において処理すること。

14 費用負担

- (1) 業務の履行に必要な什器備品類（税込購入価格5万円以上のもの）は、発注者の負担とする。
- (2) 業務の履行に必要な消耗品類（税込購入価格5万円未満のもの）は、受注者の負担とする。
- (3) 業務の履行に必要な光熱水費は、発注者の負担とする。
- (4) 業務の履行に必要な通信費は、受注者の負担とする。
- (5) 本業務の運営費により備品を購入する場合は、前もって協議を行う。
- (6) 参加児童への保険は、発注者が指定する「行事参加者補償制度費用保険特約付帯 団体総合補償制度費用保険」に加入することとし、その費用は受注者の負担とする。また、この保険の補償内容以上を希望する参加児童の保護者に対し、公益財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」（加入区分「A1」）を案内する。「スポーツ安全保険」に加入する際に発生する手数料については、受注者の負担とする。
- (7) 業務の履行に必要な児童の登録時の任意保険加入手続に伴う振込み手数料は、受注者の負担とする。

15 支払方法

運営業務に係る契約代金は、各月で支払うこととする。契約代金は、受注者が事業実施報告書等を発注者に提出の上、発注者が業務の履行を確認した後、受注者からの適法な請求に基づき請求書を受領した日から30日以内に支払うこととする。

16 受注者の責務

- (1) 受注者は、労働基準法その他労働関係法規、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (2) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な処置を講ずること。
- (3) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (4) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (5) 受注者は、港区環境マネジメントシステムの実施基準に基づき、省エネルギー・省資源を図り、環境に配慮して、業務を遂行するよう職員に周知徹底すること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。

(9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

17 学童クラブ事業における遠足の実施に伴うバスの借上げについて

(1) 上記、7(3)キにおいて実施する遠足について、児童の移動手段はバスの借上げによること。

(2) 遠足1回分に係るバスの借り上げ費用については、本契約に含むものとし、受注者の責任において発注すること。また、左記以外の1回分に係るバスの借上げ費用については、保護者が負担する「おやつ代・お楽しみ会費」(私費会計)において実施するものとし、受注者はバスの借上げについて保護者に対し、助言・サポートを行うこと。

(3) バスの借上げについては、次の事項を順守すること。なお、保護者の負担によってバスを借り上げる場合においても同様とする。

ア 受注者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、本契約において絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

イ 受注者は、天災その他の不可抗力により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときには、運行行程の変更、一時待機等の必要な措置を講じなければならない。

ウ 当該遠足実施日において「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定を有する事業者から選定すること。

エ バス事業者の選定にあたっては、事前に発注者に計画書・バス運行表等を提出の上、協議することとし、バス事業者確定後は遅滞なく発注者に報告すると共に上記ウの要件を満たす旨の確認を受けること。

オ 遠足事業実施報告書(利用したバス会社が確認できるバス車体等の写真、運行記録等)を実施後2週間以内に提出すること。

18 環境により良い自動車の利用について

(1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

(3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関

するガイドライン（平成29年3月16日改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

19 その他

- (1) 上記のほか、本契約の履行に当たっては、基準条例を遵守すること。
- (2) 受注者は、事故、災害等緊急事態が発生した場合は、発注者及び学校と協力し、児童の安全を図るよう適切な行動をとること。特に、災害等緊急事態が発生し、発注者や保護者等から児童の安否等の確認を求められた場合は、港区の「緊急メール配信システム」等を活用するなどし、適切かつ迅速な対応をすること。
- (3) 次年度の受託を希望しない場合、受注者は7月末日までに発注者へ申し出ること。
- (4) 委託期間終了等により、運營業務が終了する際は、次期委託事業者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎ業務を実施すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義ある事項については、発注者と協議の上両者誠意をもって対応し、決定するものとする。

20 連絡先

麻布地区総合支所管理課施設運営担当 本多

電 話：03-5114-8805 FAX：03-3583-3782